

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一 役員及び職員の秘密保持義務

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

二 役員及び職員の地位

基金の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

三 権限の委任

1 主務大臣は、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができるものとする。

(一) 基金に対する立入検査の権限

(二) 受託者に対する立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、1による委任に基づき、立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主

務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、1により委任された権限を金融庁長官に委任するものとする。

4 金融庁長官は、3により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができるものとする。

四 罰則

一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

(第一条及び第二条関係)

第二 国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正

一 法律の題名及び法人の名称

法律の題名を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）に改称するものとする。

二 研究所の目的

研究所は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港

湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的とすること。

三 資本金

研究所の資本金は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第号。第三の三において「平成二十七年整備法」という。）附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とすること。

四 役員

研究所に置くことができる理事の人数を、四人以内とすること。

五 業務の範囲

研究所は、二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査

、研究及び開発を行うこと。

2 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

(一) 港湾の整備、利用及び保全に関すること。

(二) 航路の整備及び保全に関すること。

(三) 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

(四) 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。

(五) 飛行場の整備及び保全に関すること。

3 2の(一)から(五)までに掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

4 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

5 1から4までに掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。

6 1から3までの技術及び電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

7 1から6までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 国土交通大臣の指示

国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、五の2若しくは3に掲げる業務又は5に掲げる業務（五2又は3に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができるものとする。

七 港湾法の適用の特例

港湾法第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなすものとする。

（第三条関係）

第三 独立行政法人海技教育機構法の一部改正

一 機構の目的

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。以下同じ。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とすること。

二 事務所

機構の主たる事務所を神奈川県に置くものとする。

三 資本金

機構の資本金は、独立行政法人海技教育機構法附則第五条第二項、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）附則第九条第一項及び平成二十七年整備法附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

四 役員

機構に置くことができる理事の人数を、四人以内とすること。

五 業務の範囲

機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 1 船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能の教授並びに航海訓練を行うこと。

- 2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行うこと。
- 3 1及び2の業務に附帯する業務を行うこと。
- 4 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行うこと。

六 他の法令の適用の特例

医療法第六条及び同条に基づく政令の規定の適用並びに港湾法第三十七条第三項の規定の適用については、機構は、国とみなすものとすること。
(第四条関係)

第四 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

一 業務の範囲

独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の賃貸住宅の建替えに係る業務に、現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅を建設（複数の賃貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。）することを加えるものとする。

二 投資

1 都市再生機構は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができるものとする。

2 1の投資は、都市再生機構と共同して1の事業に投資をしようとする民間事業者からの要請があること等の要件に該当する場合に限り、することができるものとする。

(第五条関係)

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めるものとする。

(附則第一条関係)

二 国立研究開発法人港湾空港技術研究所等の解散等

国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所並びに独立行政法人航海訓練所は、この法律の施行の時に解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ研究所及び機構が承継すること等とすること。

(附則第二条関係)

三 国有財産の無償使用

1 国土交通大臣は、この法律の施行の際現に国立研究開発法人港湾空港技術研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所に無償で使用させることができるものとする。

2 国は、この法律の施行の際現に独立行政法人航海訓練所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構に無償で使用させることができるものとする。

(附則第四条関係)

四 国立研究開発法人港湾空港技術研究所法等の廃止

国立研究開発法人港湾空港技術研究所法、国立研究開発法人電子航法研究所法及び独立行政法人航海訓練所法は、廃止するものとする。

(附則第八条関係)

五 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第三条、第五条から第七条まで及び第九条から第十七条まで)